## 資料3-4

## 参考資料 情報連携の対象となる独自利用事務の具体例

※「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」に記載した内容を、事務類型別に整理し直した資料

## 赤字は、今回、情報連携の対象となる独自利用事務の事例として追加するもの

平成28年2月15日 個人情報保護委員会事務局

番号	独自利用事務の事務類型 (具体例)	準ずる法定事務の項 (番号法別表第二の項)	【要件1(規則案第三条第一項)】 法定事務の趣旨又は目的と同一である場合	【要件2(同条第二項)】 法定事務の内容と類似している場合	【要件3(同条第三項)】 ① 法定事務の情報提供者と同一又はそのいずれかに該当する場合② 法定事務の特定個人情報の範囲と同一又はその一部である場合(提供者が地方公共団体の場合のみを抜粋して記載)
1	子どもの医療費助成に関する事務 (通院及び入院に係る医療費の自己負担分(保険診療分)の補助等)	もの(9)	①対象者 おおむね児童福祉法第四条第一項に定める 「児童」に該当する者又はその保護者であっ て、独自利用事務の根拠規範において具体的 に定められている場合 ②目的 児童等の健やかな育成である場合(独自利用 事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の   支給に類して行うこととなる子どもの医療費の   助成に関する事務の場合 	①児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者の場合 ②児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの場合 ①都道府県知事等の場合 ②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるものの場合 ①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合
		児童手当法による児童手当又は特例給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるも の(74)	①対象者 おおむね児童手当法第一条に定める「児童」又は「児童を養育している者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合 ②目的 児童等の健やかな成長である場合(独自利用事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支 給に類して行うこととなる子どもの医療費の助 成に関する事務の場合	①市町村長の場合 ②地方税関係情報であって主務省令で定めるものの場合
2		児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の 支給に関する事務であって主務省令で定める もの(9)	①対象者 おおむね児童福祉法第四条第一項に定める	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の 支給に類して行うこととなる小児慢性特定疾患 児日常生活用具の給付に関する事務の場合	①児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者の場合 ②児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの場合 ①都道府県知事等の場合 ②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるものの場合 ①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合

	障害児通所給付費等の支給に関する事務(法定事務の上乗せ・横出し事務)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(10.11)	おおむね児童福祉法第四条第二項に定める	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に類して行うこととなる障害児通所給付費等の支給に関する事務の場合	①都道府県知事等の場合 ②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの
3			②目的 障害児等の健やかな育成である場合(独自利用事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)		①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
		児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの(10.11)		類して行うこととなる障害福祉サービスの提供	①都道府県知事等の場合 ②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの
4			②目的 障害児等の健やかな育成である場合(独自利用事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)		①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
		予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(18)	①対象者 おおむね予防接種法第二条で定める「予防接種」を行った者又は行おうとする者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合	徴収に関する事務	①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
5			②目的 対象者の健康の保持である場合(独自利用事 務の根拠規範において「健康の保持(増進)」、 「疾病発生(まん延)の予防」又はこれらに類す る語により規定されている場合)		

「生活に困窮する外国人に対する」生活保	5保護法による保護の決定及び実施又は徴じ	①対象者	通知に基づき、行政措置として日本国民に対	①都道府県知事の場合
「生活に困窮する外国人に対する 生活保護の措置について(昭和 29年5月8日社発第382号厚生省 社会局長通知)」(以下「通知」と いう。)に基づき、行政措置として 日本国民に対する生活保護に準 じた取扱いによって実施されてい る外国人の保護に関する事務	うるもの(26)	①対象者 通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務の対象者である外国人である場合  ②目的 通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護である場合	する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務の場合	①都道府県知事の場合 ②災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの場合 ①都道府県知事等の場合 ②生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦居祖法による終付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの場合 ①市町村長の場合 ②地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当古しくは特別給付の支給に関する情報と以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの場合 ①都道府県教育委員会又は市町村教育委員会の場合 ②特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるものの場合 ①都道府県知事の場合 ②特別児童扶養手当関係情報又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの場合 ①都道府県知事等の場合 ②特別児童扶養手当関係情報又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの場合 ①都道府県知事の場合

7		公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの(31)	①対象者 おおむね公営住宅法第一条に定める「住宅に 困窮する低額所得者」に該当する者であって、 独自利用事務の根拠規範において具体的に定 められている場合 ②目的 住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家 賃での賃貸又は転貸である場合(独自利用事	する事務(法定事務に係るものを除く。)である	①都道府県知事の場合 ②障害者関係情報であって主務省令で定めるものの場合 ①都道府県知事等の場合 ②生活保護関係情報であって主務省令で定めるものの場合
		特別支援学校への就学奨励に関する法律による	務の根拠規範において「住宅に困窮する低額 所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転 貸」、「生活の安定」、「福祉の増進」又はこれら に類する語により規定されている場合) ①対象者	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事	②生活保護関係情報であって主務省市で足めるものの場合 ①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合 ①市町村長の場合
8	に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)	る特別支援学校への就学のため必要な経費の 支弁に関する事務であって主務省令で定める もの(37)	二条第一項に定める学校又は小学校若しくは中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)に就学する者の保護者等であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合 ②目的	を利用する事務(補助金に係る事務)である場合	②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの 場合
	地方公共団体が改良住宅に類し	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しく		地方公共団体が改良住宅に類して設置する住	①都道府県知事の場合
	て設置する住宅等の管理に関する事務(小規模住宅地区改良事業、改良住宅等改善事業など)	は家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は 収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの(54)	おおむね住宅地区改良法に準じるものとして地方公共団体が行う事業の執行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められる者に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合 ②目的	宅等の管理に関する事務である場合	②障害者関係情報であって主務省令で定めるものの場合 ①都道府県知事等の場合
9			おおむね住宅地区改良法に準じるものとして 地方公共団体が行う事業の執行に伴いその居 住する住宅を失うことにより、住宅に困窮する と認められる者に対する低廉な家賃での賃貸 又は転貸である場合(独自利用事務の根拠規 範において「方公共団体が行う事業の執行に		②生活保護関係情報であって主務省令で定めるものの場合 ①市町村長の場合
			伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅 に困窮すると認められる者に対する低廉な家 賃での賃貸又は転貸」、「生活の安定」、「福祉		②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの 場合

	ひとり親等の医療費助成に関す	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に	①対象者	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に	①都道府県知事の場合
	る事務 (通院及び入院に係る医療費の 自己負担分(保険診療分)の補助 等)	関する事務であって主務省令で定めるもの(5 7)	おおむね児童扶養手当法第一条に定める「父	類して行うこととなるひとり親等の医療費助成に関する事務の場合	②児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるものの場合
			②目的 児童等の健やかな成長である場合(独自利用		①市町村長の場合
			事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)		②地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるものの場合
10			10 CV 0-30 L7		①都道府県知事の場合
					②特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるものの場合
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金 の支給に関する事務であって主務省令で定め		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に類して行うこととなるひとり親等の医	①市町村長の場合
		るもの(65)	ー条に定める「母子家庭等及び寡婦」であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合	療費助成に関する事務の場合	②地方税関係情報であって主務省令で定めるものの場合
			②目的 対象者の福祉の増進である場合(独自利用事		①都道府県知事等の場合
			務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、 「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又 はこれらに類する語により規定されている場 合)		②児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるものの場合
			おおむね児童扶養手当法第一条に定める「父	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に 類して行うこととなる児童の育成に係る手当、 遺児に係る手当等の支給に関する事務の場合	①都道府県知事の場合 ②児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるものの場合
11			②目的 児童等の健やかな成長である場合(独自利用		①市町村長の場合
''			事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)		②地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるものの場合
			10 C 0 10 mg G /		①都道府県知事の場合
					②特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるものの場合
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未 済額の免除又は資金の貸付けに関する事務で		母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未 済額の免除又は資金の貸付けに類して行うこ	①市町村長の場合
		あって主務省令で定めるもの(63)	一条に定める「母子家庭等及び寡婦」であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合	ととなる母子家庭等及び寡婦に対する資金の	②地方税関係情報であって主務省令で定めるものの場合
12			②目的 対象者の福祉の増進である場合(独自利用事 務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、 「生活の安定」、「経済的自立」又はこれらに類 する語により規定されている場合)		

13	金等の支給に関する事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(65)			①市町村長の場合 ②地方税関係情報であって主務省令で定めるものの場合 ①都道府県知事等の場合 ②児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるものの場合
	に関する事務 (通院及び入院に係る医療費の	は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条	おおむね特別児童扶養手当等の支給に関する 法律第一条に定める「精神又は身体に重度の 障害を有する児童」、その保護者又は精神若し	は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条 第一項の福祉手当の支給に類して行うこととなる る重度心身障害者等の医療費助成に関する事	②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの
14				支援するための法律による自立支援給付の支給に類して行うこととなる重度心身障害者等の 医療費助成に関する事務の場合	<ul><li>①都道府県知事等の場合</li><li>②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるものの場合</li><li>①市町村長の場合</li><li>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの</li></ul>

		ᆙᆸᄜᅙᅕᄔᅕᅎᄱᄶᅙᅩᄊᇆᇛᆠᅎᅶᄷᇆ			
	障害児の育成に係る手当等の支    給に関する事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による際実児短が毛光茶しては特別院実表系表現	(1)対象者 はいいかける はままれる はいいい はい は	特別児童扶養手当等の支給に関する法律によ  る障害児福祉手当の支給に類して行うこととな	①市町村長の場合
					  ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの
	る手当の支給) 第一項の福祉手当	第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(67)	障害を有する児童」又はその保護者であって、 独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合 ②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進 (向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)	事務の場合	場合
15		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	①対象者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	①都道府県知事等の場合
		支援するための法律による自立支援給付の支 給又は地域生活支援事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの(108)	総合的に支援するための法律第一条に定める	支援するための法律による自立支援給付の支給に類して行うこととなる障害児の育成に係る 手当等の支給に関する事務の場合	②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主 務省令で定めるものの場合
			②目的		①市町村長の場合
			対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)		②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの 場合
	心身障害者の福祉に係る手当等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律によ	①対象者	  特別児童扶養手当等の支給に関する法律によ	①市町村長の場合
	の支給に関する事務 (心身に重度の障害を有するた	る障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又 は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条	おおむね特別児童扶養手当等の支給に関する 法律第一条に定める「精神又は身体に重度の 障害を有する児童」、その保護者又は精神若し	る障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に類して行うこととなる心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関	②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの
16			対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)		
16		支援するための法律による自立支援給付の支	おおむね障害者の日常生活及び社会生活を	こととなる心身障害者の福祉に係る手当等の	①都道府県知事等の場合 ②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主 務省令で定めるものの場合
			②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独 自利用事務の根拠規範において「福祉の増進		①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの
			(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)		場合

17	障害福祉に係るサービス等の利 用者負担の助成に関する事務	は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条 第一項の福祉手当の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの(67)	おおむね特別児童扶養手当等の支給に関する法律第一条に定める「精神又は身体に重度の障害を有する児童」、その保護者又は精神若しくは身体に障害を有する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合 ②目的対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)	は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に類して行うこととなる障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務の場合	②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの 場合
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律による自立支援給付の支 給又は地域生活支援事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの(108)	おおむね障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律第一条に定める 「障害者」又は「障害児」若しくはその保護者で	ビス等の利用者負担の助成に関する事務の場合 合	<ul><li>①都道府県知事等の場合</li><li>②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるものの場合</li><li>①市町村長の場合</li><li>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合</li></ul>
18		は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条	おおむね特別児童扶養手当等の支給に関する 法律第一条に定める「精神又は身体に重度の 障害を有する児童」、その保護者又は精神若し	は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に類して行うこととなる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務の場合	②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律による自立支援給付の支 給又は地域生活支援事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの(108)	①対象者 おおむね障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条に定める「障害者」又は「障害児」若しくはその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合) ②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)	の実施に関する事務の場合	<ul><li>①都道府県知事等の場合</li><li>②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるものの場合</li><li>①市町村長の場合</li><li>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合</li></ul>

19	減免に関する事務(障がい者を扶養している保護者が納める掛金 の免除)	は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条 第一項の福祉手当の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの(67)	おおむね特別児童扶養手当等の支給に関する法律第一条に定める「精神又は身体に重度の障害を有する児童」、その保護者又は精神若しくは身体に障害を有する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合  ②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)	は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条 第一項の福祉手当の支給に類して行うこととなる心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関 する事務の場合	②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの 場合
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律による自立支援給付の支 給又は地域生活支援事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの(108)	(ウオ象者) おおむね障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条に定める「障害者」又は「障害児」若しくはその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合) ②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)		<ul><li>①都道府県知事等の場合</li><li>②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるものの場合</li><li>①市町村長の場合</li><li>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合</li></ul>
20	務	介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの(94)	①対象者 おおむね「六十五歳以上の者」又はおおむね 介護保険法第二条第一項に定める「要介護状態又は要支援状態の者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合(なお、介護者に介護用品等を支給する場合であって、当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合を含む。) ②目的 対象者の保健医療の向上又は福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進(向上)」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)	うこととなる高齢者の医療費助成に関する事務の場合	
21	に関する事務	あって主務省令で定めるもの(94)	7777 - 777	関する事務の場合	

22	事務(介護用品支給、日常生活 用具の給付、住宅改造等費用助成、移動支援等(介護保険法に基 づく市町村特別給付及び地域支 援事業を含む。)) ※ 市町村特別給付及び地域支 援事業については、主務省令が 定まるまでの当面の措置として情 報連携を実施するものである。		(リ対象者) おおむね「六十五歳以上の者」又はおおむね 介護保険法第二条第一項に定める「要介護状態又は要支援状態の者」に該当する者であっ て、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合(なお、介護者に介護用品等を支給する場合であって、当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合を含む。) ②目的 対象者の保健医療の向上又は福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進(向上)」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)		②生活保護関係情報であって主務省令で定めるものの場合 <ul><li>①市町村長の場合</li><li>②地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるものの場合</li></ul>
23	助成に関する事務	療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(97)	おおむね感染症の予防及び感染症の患者に	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に類して行うこととなる肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務	①市町村長の場合 ②地方税関係情報であって主務省令で定めるものの場合
24	大学等)				<ul> <li>①都道府県知事の場合</li> <li>②障害者関係情報であって主務省令で定めるものの場合</li> <li>①都道府県知事等の場合</li> <li>②生活保護関係情報であって主務省令で定めるものの場合</li> <li>①市町村長の場合</li> <li>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合</li> </ul>
25		による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(113)	①対象者 おおむね高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条に定める「高等学校等の生徒等」又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合 ②目的 対象者の教育の機会均等である場合(独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等である場合(独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合)		①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合 ①都道府県知事又は都道府県教育委員会の場合 ②高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの場合

26	の支給に関する事務	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(113)	等」又はその保護者であって、独自利用事務の 根拠規範において具体的に定められている場 合	による就学支援金の支給に類して行うこととなる私立高等学校等への奨学給付金の支給に	①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合
	+b W 155 pt . DD 1 2 -b 26		②目的 対象者の教育の機会均等である場合(独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合)		① 都道府県知事又は都道府県教育委員会の場合 ② 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に 関する情報であって主務省令で定めるものの場合
27	就学援助に関する事務 (小学校・中学校の学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒 学用品費等、通学用品費、通学 費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費	による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(113)	①対象者 おおむね学校教育法第一条に定める「小学校、中学校」に通う生徒又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合	による就学支援金の支給に類して行うこととなる就学援助に関する事務(小学校・中学校向	①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの 場合
	、学校給食費等に係る経費の補助(医療費を除く。))		②目的 対象者の教育の機会均等である場合(独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合)		①都道府県知事又は都道府県教育委員会の場合 ②高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に 関する情報であって主務省令で定めるものの場合
28	る事務 (保護者に対する入園料・保育料 の助成)	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(113)	①対象者 おおむね学校教育法第一条に定める「幼稚園」 に通う幼児又はその保護者であって、独自利 用事務の根拠規範において具体的に定められ ている場合	による就学支援金の支給に類して行うこととなる る幼稚園就園奨励費の支給に関する事務の場	①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの 場合
20			②目的 対象者の教育の機会均等である場合(独自利 用事務の根拠規範において「教育の機会均 等」又はこれに類する語により規定されている 場合)		①都道府県知事又は都道府県教育委員会の場合 ②高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に 関する情報であって主務省令で定めるものの場合